



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 カルソニックカンセイ株式会社  
代表者名 取締役社長 森谷 弘史  
(東証第 1 部・コード 7 2 4 8)  
問合せ先 グローバル組織活性化本部  
ジェネラルポートグループ 部長 広石 敏数  
電 話 (048) 660 - 2119

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 114 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 変更の理由

社外取締役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 28 条(取締役の責任免除)に第 2 項を新設するものであります。なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 条)の施行に伴い、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、監査役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 35 条第 2 項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  (新 設)	(取締役の責任免除) 第 28 条① (現行どおり)  ② 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は 500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条① (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月25日(木)

定款変更の効力発生日

平成27年6月25日(木)

以 上